

## ○横須賀市職員大学院受講助成要綱

令和7年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、大学院の公共政策等に係る研究の課程を受講する横須賀市職員の授業料の一部を助成することにより、その成果を市政に還元するとともに、職員の育成を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、横須賀市職員定数条例（昭和26年横須賀市条例第68号）第1条に規定する職員で、横須賀市と連携協定を締結している学校の修士課程又は博士課程において、横須賀市の推薦を受け通学する者とする。

### (助成の対象となる費用)

第3条 助成の対象となる費用は、予算の範囲内で、次に掲げる額とする。

(1) 大学院に納付する費用のうち年間授業料の半額（2年間を上限とする。）

(2) 前号に規定するもののほか、大学院に納付する費用のうち市長が特に必要と認めた費用

### (服務上の扱い)

第4条 大学院への通学、講義の受講等の修士課程又は博士課程修了に係る行為は、勤務時間外に行うこととし、職務遂行上支障がないものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認めた場合には、当該職員の職務に専念する義務を免除することができる。

### (助成申請)

第5条 本要綱の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、横須賀市職員大学院受講助成申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

### (助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けた時は、当該申請書及び関係書類の内容について審査し、助成することを決定した場合は、横須賀市職員大学院受講助成決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による助成決定を受けた者は、横須賀市職員大学院受講助成金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(研究内容等の変更)

第8条 第6条の規定による助成決定を受けた者は、第5条の申請書に記載した研究内容を変更する必要がある場合、市長に速やかに報告し、承認を受けなければならない。

(助成の取消し等)

第9条 補助金等交付規則(昭和47年横須賀市第33号)第13条第1項の規定によるものほか、次の各号に該当する事由が生じたときは、市長は、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 授業に頻繁に欠席する等、学習態度に積極性が認められない場合
- (2) 第8条に定める承認を得ないで研究内容等を変更した場合
- (3)

受講修了の日までに職員の身分を失った場合

2 市長は、前項の規定により助成決定を取り消した場合は、助成決定取消通知書(第4号様式)により相手方に通知する。

3 市長は、第1項の規定により助成決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求することができる。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

4 市長は、前項の規定によりすでに交付した助成金の返還を求める場合は、助成金返還請求通知書(第5号様式)により相手方に通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めがあるもののほか、本要綱による助成に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

第1号様式（第5条関係）

横須賀市職員大学院受講助成申請書

年　月　日

(あて先) 横須賀市長

申請者 所属

氏名

下記の通り修学するので横須賀市職員大学院受講助成要綱第5条の規定により助成を  
申請します。

記

1 修学先

2 在学予定期間 年　月　日 から 年　月　日まで

3 研究内容

4 助成申請額 円

5 添付資料

(1) 大学院入学許可証の写し又は学生証の写し

(2) 当該年度の年間授業料等助成対象の費用の内訳がわかるもの

以上

第2号様式（第6条関係）

横須賀市職員大学院受講助成決定通知書

年　　月　　日

様

横須賀市長

印

年　　月　　日付けで申請のあった助成については、下記のとおり助成することを決定しましたので、横須賀市職員大学院受講助成要綱第6条の規定により通知します。

記

1 助成を決定した額

円（　　年度分）

以上

第3号様式（第7条関係）

横須賀市職員大学院受講助成金請求書

年　月　日

横須賀市長

申請者 所属

氏名

横須賀市職員大学院受講助成金第7条の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 助成金の額　　円

2 修学先の振込先口座

- (1) 金融機関名
- (2) 金融機関支店名
- (3) 口座種別
- (4) 口座番号
- (5) 名義人(フリガナ)

修学先に直接振り込みせず、対象職員が他の学費等と振り込む必要がある場合はその理由を記載すること

以上

第4号様式（第9条第2項関係）

横須賀市職員大学院受講助成決定取消通知書

年　　月　　日

様

横須賀市長

印

年　　月　　日付けで決定した助成については、横須賀市職員大学院受講助成要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり助成決定を取り消します。

記

1 取消理由

2 助成決定通知額

以上

第5号様式（第9条第4項関係）

横須賀市職員大学院受講助成金還請求通知書

年　　月　　日

様

横須賀市長

印

年　　月　　日付けで助成決定を取り消した助成金については、横須賀市職員大学院受講助成要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり助成金の返還を請求します。

記

1 助成金の交付済額

2 返還すべき額

3 返還期限

4 返還方法

以上